

共助会共済報酬月額算定基礎届(USB)のご提出について

- 3月25日に月額算定基礎届(USB)を送付させていただきました。内容をご入力いただき、**2024(令和6)年4月25日(木)必着**でご提出をお願いいたします。
- 3月の掛金請求書発送後に算定対象者が発生した施設・団体様には『共助会共済報酬月額算定基礎届』(様式第12号)を同封しております。ご記入、押印のうえ**4月25日(木)までに原本をご提出ください。**
 - * 4月新規加入者 → 算定対象者ではございません。
 - * 4月転入者・復職者
 - * 3月掛金請求後に3月加入者、転入者、復職者 } 『共助会共済報酬月額算定基礎届』(様式第12号)を同封しております。
- 3月掛金請求書発送時に休職者がいる施設・団体様には『共助会休職者の現況確認』をUSBと一緒に送付させていただいております。別途、4月末までに、ご記入し、FAXしていただくようお願いいたします。

重要

令和6年4月より、『旧様式』での届出は、受付できません

最新の様式は共助会ホームページからご確認ください。

- 従前より『旧様式』の届出は受付できないことをお知らせしてまいりましたが、退職・異動について、『旧様式』での届出が散見されます。今後『旧様式』でご提出の場合、施設様へ返送させていただき、新様式で再提出となります。
- あわせて、**貸付金のお申込みも旧様式では受付できません**ので、ご注意ください。

昨年度より、裁定通知書および源泉徴収票の本人控えは施設・団体様宛に送付させていただいております。施設・団体様から該当者へお渡しください。

* 施設掛金(納付累計額)台帳(実績分)を同封しておりますので、ご確認をお願いいたします。